【記載例４】

総合課税の譲渡所得と分離課税の譲渡所得に赤字と黒字がある場合（青色申告者の場合）①

1	「事業所得・営業等」の「所得金額」	△2,000,000 円
2	「総合短期譲渡所得」の「差引金額」	1,000,000 円
3	「総合長期譲渡所得」の「差引金額」	△400,000 円
4	「分離短期譲渡所得」の「差引金額」	△5,000,000 円
5	「分離長期譲渡所得」の「差引金額」	3,000,000 円

《第四表（一）》

1 損失額又は所得金額

A	経常所得（申告書B第一表の①から⑦までの合計額）									㊾	△2,000,000 円
所得の種類				区分等	所得の生ずる場所	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費等	Ⓒ差引金額（Ⓐ－Ⓑ）	Ⓓ特別控除額	Ⓔ損失額又は所得金額	
B	譲渡	短期	分離譲渡			円	円	㋛ △2,000,000 円（△5,000,000）		㊿	0 円
			総合譲渡					㋜ 600,000（1,000,000）	500,000 円	61	100,000
		長期	分離譲渡			円	円	㋝ 0（3,000,000）		62	0
			総合譲渡					㋞ 0（△400,000）	円	63	0
	一時									64	
C	山林					円				65	
							円		円		

2 損益の通算

所得の種類				Ⓐ通算前		Ⓑ第1次通算後		Ⓒ第2次通算後		Ⓓ第3次通算後		Ⓔ損失額又は所得金額
A	経常所得			㊾	△2,000,000 円	第1次通算	△1,900,000 円	第2次通算	△1,900,000 円	第3次通算	△1,900,000 円	△1,900,000 円
B	譲渡	短期	総合譲渡	61	100,000							
		長期	分離譲渡（特定損失額）	62	△							
			総合譲渡	63								
	一時			64								
C	山林			→		65						㋟
D	退職			→				66				
損失額又は所得金額の合計額											71	△1,900,000

（記載に当たっての留意事項）

1　「長期・総合譲渡」の赤字（△400,000 円）を、「短期・総合譲渡」の黒字（1,000,000 円）から差し引き、差引前の金額を下段にかっこ書きし、上段に差引後の金額を記載します。

2　「短期・分離譲渡」の赤字（△5,000,000 円）を「長期・分離譲渡」の黒字（3,000,000 円）から差し引き、差引前の金額を下段にかっこ書きし、上段に差引後の金額を記載します。この場合、「短期・分離譲渡」の「Ⓔ損失額又は所得金額」欄には「０」を記載します。

《第四表（二）》

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（損失申告用）

F A 0 0 5 9

第四表(二)

（平成二十八年分以降用）

○第四表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

整理番号　　一連番号

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	⑫	△1,900,000 円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	⑬	
変動所得の損失額	⑭	

被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	Ⓐ損害金額	Ⓑ保険金などで補塡される金額	Ⓒ差引損失額（Ⓐ－Ⓑ）	
	山林以外	営業等・農業			・ ・	円	円	⑮	円
		不動産			・ ・			⑯	
		山林			・ ・			⑰	

山林所得に係る被災事業用資産の損失額	⑱	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額	⑲	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類				Ⓐ前年分までに引ききれなかった損失額	Ⓑ本年分で差し引く損失額	Ⓒ翌年分以降に繰り越して差し引かれる損失額(Ⓐ－Ⓑ)
A ＿年（3年前）	純損失	＿年が青色の場合	山林以外の所得の損失		円	円	
			山林所得の損失				
		＿年が白色の場合	変動所得の損失				
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失						
B ＿年（2年前）	純損失	＿年が青色の場合	山林以外の所得の損失				円
			山林所得の損失				
		＿年が白色の場合	変動所得の損失				
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失						
C ＿年（前年）	純損失	＿年が青色の場合	山林以外の所得の損失				
			山林所得の損失				
		＿年が白色の場合	変動所得の損失				
			被災事業用資産の損失	山林以外			
				山林			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
	雑損失						

本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額	⑳	円
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額	㉑	円
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額	㉒	円

雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額	㉓	円
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額	㉔	円
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額	㉕	円
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額	㉖	円

資産　　整理欄